

## 金城学院大学公的研究費の間接経費取扱規程

(2021年11月15日制定)

最終改正 2023年3月6日

(目的)

第1条 この規程は、金城学院大学（以下「本学」という。）における公的研究費の間接経費の取扱いについて、必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 金城学院大学公的研究費の管理・運営に関する規程に規定する公的研究費に係る間接経費について、この規程を適用するものとする。

(定義)

第3条 間接経費とは、公的研究費による研究の実施に伴う管理等に必要な経費として充当し、本学が使用する経費をいう。

2 この規程において、研究者とは、本学の研究代表者及び研究分担者並びにその補助者をいう。

(間接経費の額)

第4条 本学における公的研究費の間接経費は、直接経費額の30%に相当する額とする。

(間接経費の譲渡等)

第5条 本学において経理処理を行う公的研究費を得た研究者は、当該間接経費を本学に譲渡することとし、本学はその譲渡を受入れる。

2 当該研究者が年度途中で他機関等へ異動する場合は、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究者へ返還し、その額を新たに所属することとなる研究機関に通知する。

3 当該研究者がその公的研究活動を廃止する場合については、別途定める。

(間接経費の配分)

第6条 公的研究費に係る間接経費は、原則として当該研究費を獲得した研究者の所属部門に30%、事務部門に70%を配分する。

(間接経費の執行・管理)

第7条 間接経費は、国が定める「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成26年5月29日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき適切に執行しなければならない。

2 前項の間接経費の執行・管理部署は、当該間接経費の執行使途・計画について、予め部署内決裁にて承認を得たうえで、執行する。

(報告)

第8条 学長は各年度終了後に間接経費の使用実績について、前掲の「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」で定められた所定の報告を行わなければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別途定めることができるものとする。

(所掌事務)

第10条 公的研究費の間接経費の取扱いに関する事務は、研究支援課がこれを行う。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、大学評議会の審議に基づき、常任理事会の議決を経てこれを行う。

附 則 (2021年11月15日常任理事会)

この規程は、2021年11月15日から施行する。

附 則 (2023年3月6日常任理事会)

この規程は、2023年4月1日から施行する。